

# 公益社団法人千葉市シルバー人材センター就業規約

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人千葉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の設立の目的を達成するため、会員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(就業)

第2条 会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力し合って会員自身の創造性を発揮し、就業の機会を拡げながら、生きがいを高め、その健康と福祉の増進を図るとともに、センターの発展に寄与するものとする。

(処遇の平等原則)

第3条 センターは、会員の信条、性別、社会的身分や宗教、国籍などの理由により、その就業などの面で差別的取扱いをしてはならない。

## 第2章 就業

(仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉にあたるものとし、会員は、受注及び作業の条件等につき、直接の交渉当事者とならないものとする。

(仕事の割当て)

第5条 センターは、受注した仕事について会員の希望を考慮し、あらかじめ仕事の内容、就業期間等仕事の諸条件を会員に明示して、その同意を得て割当てするものとする。

2 センターは、会員の就業に対し、適切な助言をするものとする。

(就業時間)

第6条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉を配慮して1日8時間を上まわらないものとする。ただし、センターは、職務の性質、就業場所、季節等の事情により、その始業及び就業時間、休憩時間、休日等の基準について、別に定めることができる。

(配分金)

第7条 会員の就業に伴う配分金については、就業のつど、仕事の内容、時間等に照らして個別に提示し、原則として毎月末日に締め切り、翌月末日に支払うものとする。

2 配分金の基準等については、別に定めるところによる。

(就業上の注意事項)

第8条 会員は、就業にあたり次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の仕事に就業できない場合は、必ず事前にセンターの事務局に届出を行い、発注者に迷惑をかけないように努めること。

- (3) 就業上知り得た機密事項及び発注者の不利益になると認められる事項は、決して他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

(共同作業における留意事項)

第9条 会員が就業にあたり、会員相互の共同作業を必要とする場合は、前条に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 就業会員の中からリーダーを互選すること。
- (2) リーダーは、会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携、発注者との打合わせ等につき、センターに協力すること。
- (3) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (4) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (5) 就業会員が就業中負傷し、又は疾病にかかったときは、共同作業中の会員が直ちにリーダー、センター及び発注者に連絡するなど応急の措置をとるようにすること。

(就業の停止)

第10条 センターは、次に該当するときは、当該会員の就業を停止するものとする。

- (1) 会員から就業を取りやめたいと申し出のあったとき。
- (2) 就業が、その会員の健康及び福祉に反すると認められるとき。
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。
- (4) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとき。

(就業是正措置)

第10条の2 前条第4号に相当する事案が発生したとき、または第14条に相当する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときは、理事長は必要に応じて、別に定める「安全・適正就業のための指導措置基準」により、会員に対して就業の是正措置を行う。

### 第3章 安全衛生

(センターの措置義務)

第11条 センターは、会員の就業にあたり、その安全衛生、災害防止等に常に配慮し、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(健康診断)

第12条 会員は、健康と福祉の増進のため、毎年1回以上健康診断を受けるものとする。

- 2 健康診断の結果特に必要がある場合、センターは、会員に対し就業を一定期間禁止し、又は、就業時間、職種の変更等を行うことができる。

### 第4章 傷害保険

(傷害保険)

第13条 センターは、団体傷害保険に加入し、約款に定めるところにより、就業中において不慮の

事故により会員の受けた損害に対する補償を行うものとする。

2 傷患者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後、遅滞なく事故内容等をセンターに届けて指示に従うものとする。

## 第5章 損害保険

### (損害保険)

第14条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

2 会員の故意又は重大な過失による賠償責任が発生したときなど、当該保険で担保できない賠償は、別に定める「就業中の賠償事故に係る会員負担基準」により、会員が負うものとする。

### 附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

## 公益社団法人千葉市シルバー人材センター安全就業基準

### (目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人千葉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

### (会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

### (安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるよう心がけること。

### (作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木剪定、塗装、清掃等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

### (安全保護具)

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

### (交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイにあつては、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに黄色の帽子・腕章を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

### (作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分とるように心掛けなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

2 会員は、前項の報告のうち仕事場との往復時や就業中のケガ及び会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、事故報告書に事故の状況、事故の原因等必要事項を記入して、理事長に提出するものとする。

3 理事長は提出された報告書に基づき、別に定める「安全・適正就業のための指導措置基準」及び「就業中の賠償事故に係る会員負担基準」により、指導措置を行うとともに必要に応じて負担を求めものとする。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、センターより指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。